

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1(1) 監査対象機関名 岩手県立大東病院
(2) 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成22年11月17日
イ 本監査実施日 平成23年1月6日
(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日
(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、不動産管理簿を作成していないもの及び整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理については、平成23年2月28日に不動産管理簿の作成及び整理を行った。 不動産管理簿の整備については、財務会計システムとの突合を行う等変更等があった場合は速やかに処理することにより再発防止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 岩手県立大槌病院
(2) 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成22年11月17日
イ 本監査実施日 平成23年1月13日
(3) 監査結果の公表の日 平成23年3月8日
(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
健康診断料等の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、592,190円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	健康診断料の徴収に係る調定の遅れについては、健康診断等の実施報告書の基幹病院への提出が遅れたことによるものであることから、健康診断等を実施後速やかに実施報告書を作成の上、基幹病院へ報告することにより再発防止に努めることとした。